番号法(マイナンバー法)の改正により、平成30年1月1日から預金口座にマイナンバーが付番されることになります。

新規口座を開設する際や、既に口座をお持ちのお客さまにもマイナンバー届出のご協力をお願いすることとなります。

マイナンバーの 届出に ご協力ください。

個人の お客さま 届出いただく際 に必要となる書類



もしくは



※1 顔写真付きのもの(運転免許証、パスポートや住基カードなど)であれば1点 顔写真なしのもの(健康保険証、住民票や年金手帳など)であれば2点

法人のお客さま

法人番号を 届出いただく際に 必要となる書類

国税庁 法人番号公表サイトの 法人情報画面を印刷したもの



または



法人番号 指定通知書

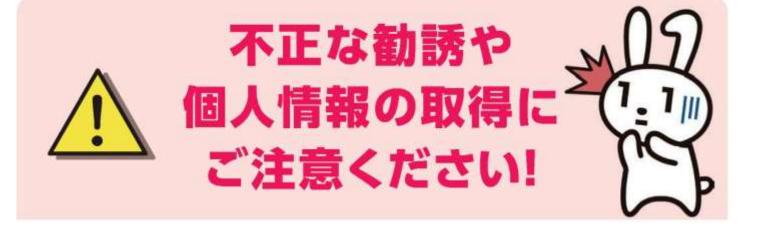
+

登記事項証明書などの 法人確認書類 **2



改正に伴って、個人番号の利用目的の変更(追加)を下記のとおり行います。

- 1. 個人番号の利用目的等の変更内容
 - ① 出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
 - ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
 - ③ 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ④ 金地金取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ⑤ 国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
 - ⑦ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
 - ⑧ 預金保険法に基づく名寄せ・税務調査(犯則調査および滞納処分のための 調査を含む。)・社会保障における資力調査等に関する事務
 - ⑨ 預貯金口座付番に関する事務※下線部が変更(追加)となった箇所です。
- 2. 個人番号の利用目的等の変更日 上記の個人番号の利用目的等の変更日は、平成30年1月1日と致します・



金融機関の職員が、お客さまのマイナンバー管理不備などを指摘して、 金銭を要求することはありません。



当組合は、法令にもとづき、マイナンバーを厳格に管理します。